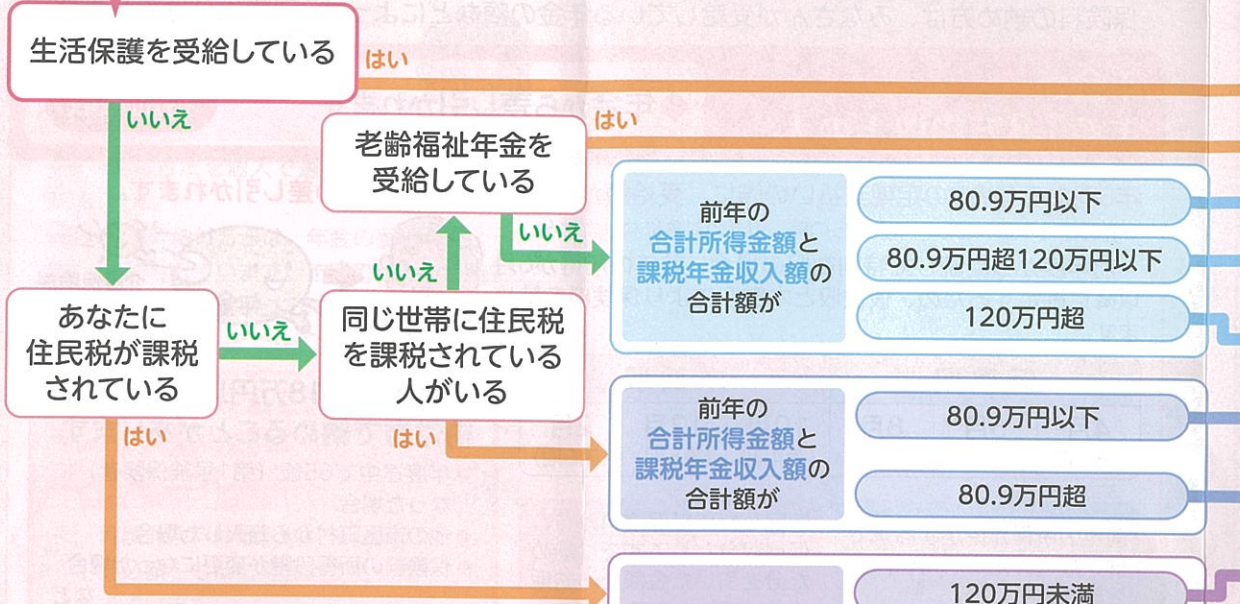


※チャートをつかって自分の介護保険料を確認しましょう※



スタート!



● **合計所得金額**
 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
 第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。また、第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。
 土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

● **課税年金収入額**
 国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

令和6～8年度の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円以下の人	基準額×0.285	20,100円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円超120万円以下の人	基準額×0.485	34,200円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額×0.685	48,400円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円以下の人	基準額×0.83	58,600円
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	基準額×1.0	70,600円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	84,800円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	91,800円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	106,000円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7	120,100円
第10段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.9	134,200円
第11段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.1	148,400円
第12段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.3	162,500円
第13段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.4	169,600円